

令和4年11月28日開催

令和4年度
燕市農業委員会第8回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第8回総会 議事録

1. 開催日時 令和4年11月28日(月曜日)
午後1時00分～午後1時47分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員(26名)

1番 山浦 博	11番 澁木 誠治	21番 片桐 正敏
2番 本田 繁	12番 山田 直子	22番 荻原 一郎
3番 三浦 哲郎	13番 江口 保	23番 山崎登美雄
4番 土田 喜七	14番 渡邊美代子	24番 小川 芳秀
5番 山上 忠	15番 江辺 耕一	25番 和田 正春
6番 澤口 隆行	16番 金山 吉夫	26番 笹川 勇雄
7番 笠原 久幸	17番 瀬戸 一義	
8番 藤田 浩介	18番 五十嵐博子	
9番 遠藤 忠夫	19番 明田栄以知	
10番 長谷川治仁	20番 阿部 恵作	

4. 欠席委員(0名)

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第20号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第21号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第42号 農地法第3条の規定による許可処分取消申請について

議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第44号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第45号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第46号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第47号	農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第48号	農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池 和恵 次長 広瀬美佳子 主任 治田 祐樹

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

8番 藤田 浩介 9番 遠藤 忠夫

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員はありません。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第8回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号8番 藤田 浩介 委員及び</p> <p>議席番号9番 遠藤 忠夫 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第20号から第21号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第20号「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告であります。</p> <p>受付番号49番 東太田字小西、他の田、計4筆、2,662㎡、耕作者変更に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号50番 長所字前田川東の田、1筆、131㎡、耕作者変更に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号51番 粟生津字山王の田、1筆、1,002㎡、耕作者変更に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号52番 粟生津字山王の田、1筆、1,765㎡、耕作者変更に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号53番 高木の田、1筆、1,103㎡、耕作者変更に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号54番 大関字東川根の畑、1筆、820㎡、転用に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号55番 杉名字杉名の田、計6筆、4,480㎡、規模縮小に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号 56 番 杉柳字杉柳の田、計 16 筆、14,097 m²、規模縮小に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 57 番 杉柳字杉柳の田畑、計 9 筆、4,066 m²、規模縮小に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 58 番 杉柳字杉柳の田、計 7 筆、6,111 m²、規模縮小に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 59 番 杉柳字杉柳他の田、計 3 筆、1,645 m²、規模縮小に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 60 番 杉柳字杉柳の田、計 6 筆、4,894 m²、規模縮小に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 61 番 米納津の田、1 筆、5,743 m²、自己管理に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 62 番 下粟生津字上組の田、1 筆、14 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 63 番 下粟生津字上組の田、1 筆、9.98 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 64 番 佐善字堤内の田、1 筆、736 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 65 番 東太田字上新道の田、計 3 筆、2,041 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 66 番 小高字稲場廻りの田、計 2 筆、231 m²、公共用地買収に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 67 番 長所字前田川東の田、計 5 筆、11,406 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 68 番 吉田法花堂字新田前の田、1 筆、3,000 m²、地権者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 69 番 高木の田、1 筆、4,798 m²、所有権移転に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 70 番 溝字堤外他の田、計 6 筆、9,637 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 71 番 小古津新の田、計 2 筆、21,062 m²、契約見直しに伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 72 番 富永字腰廻他の田、計 6 筆、3,208 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>受付番号 73 番 吉田法花堂字苗代割他の田、計 3 筆、1,324 m²、所有権移転に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 74 番 吉田法花堂字下岡田の田、1 筆、2,643 m²、所有権移転に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 75 番 中島字下表他の田、計 3 筆、4,143 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第 21 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 6 番 松橋字南の畑、1 筆、310 m²、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はなし。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無はなし。農用地区域外であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 42 号「農地法第 3 条の規定による許可処分取消申請について」を議題とします。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 42 号「農地法 3 条の規定による許可処分取消申請について」であります。</p> <p>受付番号 1 番 柳山字裏畑の畑、1 筆、489 m²、取消しの理由は「契約内容の錯誤のため」。平成 26 年 10 月 31 日、燕農委第 3307 号で許可としたものです。位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 11 月 21 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>11 月 21 日、午後 1 時 30 分より、燕市民交流センター 3 階 多目的ホールで、第 1 事前審査委員会、委員 13 名による審査の結果農地法 3 条の規定による許可処分取消申請」1 件、異議がなかった事を報告致しま</p>

	す。
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「取消し」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「取消し」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 16 番 栗生津字堤上の畑、1 筆、193 m²、契約内容は贈与。 位置図は議案資料の 2 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 17 番 吉田法花堂字苗代割他の田、計 5 筆、4,701 m²、契約内容は売買、対価は 10 坪あたり〇円、位置図は同じく 2 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 18 番 高木字八幡他の畑、計 8 筆、650 m²、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は同じく 2 頁をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果「農地法第 3 条の規定による許可申請」3 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の</p>

議 長	<p>とおりに「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 44 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 44 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。受付番号 22 番 井土巻五丁目の田畑、計 5 筆、1,212 ㎡、当初計画では事務所、資材置場及び駐車場 10 台を一時転用する計画でしたが、工事の進捗により井土巻五丁目 222、223 については資材置場の転用期間が完了し、残りの 3 筆について当初計画通り R5.7.12 までの一時転用するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 3～4 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 23 番 分水弥生町の畑、1 筆、265 ㎡、当初計画者は住宅を建設する計画でしたが、都合により計画を断念し、承継者が住宅を建設するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 5～6 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 24 番 柚木字小成の田、計 2 筆、806 ㎡、当初計画者は住宅、作業所通路敷地及び駐車場を建設する計画でしたが、当初計画者が亡くなったことにより計画を断念し、承継者がグループホーム及び駐車場 12 台を建設するものです。位置図は、議案資料 7～8 頁をご覧ください。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地転用事業計画変更承認申請 3 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>

議 長	(質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第 45 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 45 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。
事務局	受付番号 8 番 中川字脇畑の畑、1 筆、224 m ² 、転用目的は、住宅。
事務局	位置図・土地利用計画図は、議案資料 9～10 頁をご覧ください。
事務局	相続により、住宅敷地として利用していた当該地が農地であることが判明し、転用許可申請をするものです。
事務局	申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。
事務局	なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。
事務局	受付番号 9 番 吉田西太田字札木の畑、1 筆、241 m ² 、転用目的は、住宅敷地の拡張。位置図・土地利用計画図は、議案資料 11～12 頁をご覧ください。
事務局	平成 22 年に住宅を増築したが、敷地の一部が農地であることが判明し、転用許可申請をするものです。申請地は、第一種中高層住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。
事務局	なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。
事務局	説明は以上です。
事務局	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会

議 長	<p>が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」2件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第46号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号74番 関崎字五枚田の畑、1筆、462㎡、転用目的は資材置場、契約内容は売買、令和5年3月15日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料13～14頁をご覧ください。</p> <p>当該地の北側を既に資材置場として利用しているが、手狭になり一体的に利用するために取得するものであります。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号75番 東太田字上枯木の田、計28筆、16,565㎡、転用目的は店舗及び駐車場310台、契約内容は賃借権、令和5年9月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は議案資料15～16頁をご覧ください。</p> <p>事業の拡大をはかるため、当該地を借受けて新店舗と医薬品店等を同一敷地内に併設し建設するもので</p>

事務局	<p>す。申請地は、農振除外を受けた農振白地地域であり、水道・ガス管が埋設された前面道路が幅員 4.0m 以上あり、500m 以内に内科医院・整形外科医院・歯科医院があることから、市街化が見込める地域と認められ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 76 番 大関字東川根の田畑、計 3 筆、1,964 m²、転用目的は倉庫、契約内容は売買、令和 5 年 8 月 30 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 17～18 頁をご覧ください。</p> <p>現在使用している倉庫が手狭となったため、当該地を購入し新たに倉庫を建設するものです。申請地は、工業専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 77 番 分水弥生町の畑、1 筆、265 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 5 年 3 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 5～6 頁へお戻りください。先ほど計画変更の受付番号 23 番で説明した案件であります。</p> <p>現在市外に住んでいるが通勤等を考慮し、当該地を購入し住宅を建築するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 78 番 柚木字小成の田、計 2 筆、806 m²、転用目的はグループホーム及び駐車場 12 台、契約内容は売買、令和 5 年 3 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料の 7～8 頁をご覧ください。先ほど計画変更の受付番号 24 番で説明した案件であります。</p> <p>業務の拡大を図るためグループホームを建設するものです。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>

事務局	
事務局	<p>受付番号 79 番 水道町四丁目の田、計 4 筆、1,556 m²、転用目的は宅地分譲 8 区画、契約内容は売買、令和 5 年 12 月 1 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 19～20 頁をご覧ください。</p>
	<p>業務の拡大を図るため、当該地を購入し宅地分譲 8 区画を造成するものです。申請地は、第一種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 80 番 水道町四丁目の田、計 2 筆、63.43 m²、転用目的は住宅敷地の拡張、契約内容は贈与。位置図、土地利用計画図は、議案資料 21～22 頁をご覧ください。</p>
	<p>譲渡人と譲受人は兄弟であり令和 2 年に相続したところ、住宅敷地の一部が当該地にかかっていることが判明し、転用許可申請をするものであります。申請地は、第一種低層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
	<p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 81 番 館野字桑橋の田畑、計 13 筆、59.44 m²、転用目的は松長小学校敷地、契約内容は売買。位置図、土地利用計画図は、議案資料 23～24 頁をご覧ください。</p>
	<p>松長小学校敷地の一部が農地となっており、かつ借地であることから、燕市建物系施設保有量適正化の基本方針に基づき借地を解消し市が取得するものであります。申請地は、農振白地の集落内の農地で、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
	<p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願いします。</p>

議 長	致します。
三浦委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請8件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、転用面積が3,000㎡を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
議 長	<p>次に議案第47号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第47号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。所有権の移転であります。</p> <p>受付番号12番 高木の田、1筆、4,798㎡、移転時期は令和4年12月21日、対価は〇円、引渡し時期は令和4年12月28日。位置図は議案資料25頁をご覧ください。</p> <p>受付番号13番 次新字新田の田畑、計2筆、211㎡、移転時期は令和4年12月21日、対価は〇円、引渡し時期は令和4年12月28日。位置図は同じく25頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>続いて、利用権設定になります。新規設定のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号7番 大曲字川原の畑、計2筆、2,129㎡、5年の新規設定になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p> <p>受付番号8番 佐渡山字諏訪腰他の田、計7筆、11,922㎡、10年の新規設定になります。</p> <p>受付番号9番 佐渡山字江流の田、計9筆、8,334㎡、10年の新規設定になります。</p> <p>受付番号10番 佐渡山字川中の田、計2筆、5,395㎡、3年の新規設</p>

事務局	<p>定になります。</p> <p>受付番号 11 番 新堀村新田字杳潟の田、1 筆、1,019 m²、10 年の新規設定になります。</p> <p>受付番号 12 番 新堀村新田字杳潟の田、計 2 筆、2,111 m²、10 年の新規設定になります。</p> <p>受付番号 13 番 野中才字下谷地の田、1 筆、2,148 m²、10 年の新規設定になります。</p> <p>以後は再設定となりますので、お読み取りください。 説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化促進法による所有権移転 2 件、利用権の新規設定 7 件、再設定 14 件異議がなかった事を報告します。</p> <p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議長	<p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p>
議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。</p>
議長	<p>次に、議案第 48 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 48 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」であります。</p> <p>議案の 28 頁をご覧ください。</p> <p>10 年の農用地利用集積計画であります。</p>
事務局	<p>議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 77 番 長所字浦田川東の田、計 3 筆、6,751 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 14</p>

事務局	<p>年12月5日までの10年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>次に、33頁をご覧ください。8年の集積計画であります。受付番号97番 又新字百歩の田、計16筆、17,669㎡、設定期間は令和13年3月5日までの8年であります。</p>
事務局	<p>次に、34頁をご覧ください。6年の集積計画であります。受付番号98番 長所字前田川東の田、計5筆、9,299㎡、設定期間は令和10年12月5日までの6年であります。</p>
事務局	<p>次に、35頁をご覧ください。5年の集積計画であります。受付番号99番 柳山字裏畑の田、1筆、165㎡、設定期間は令和9年12月5日までの5年であります。</p>
事務局	<p>次に、配分計画であります。議案の36頁をご覧ください。10年の配分計画であります。こちらにつきましても、一番目のみ読み上げさせていただきます。受付番号39番 長所字浦田川東の田畑、計13筆、26,884㎡、設定期間は令和14年12月5日までの10年であります。以下、お読みとりください。</p>
事務局	<p>次に、41頁をご覧ください。8年の配分計画であります。受付番号58番 又新字百歩の田、計16筆、17,669㎡、設定期間は令和13年3月5日までの8年であります。</p>
事務局	<p>次に、42頁をご覧ください。6年の配分計画であります。受付番号59番 長所字前田川東の田、計5筆、9,299㎡、設定期間は令和10年12月5日までの6年であります。</p>
事務局	<p>次に、43頁をご覧ください。5年の配分計画であります。受付番号60番 柳山字裏畑の田、1筆、165㎡、設定期間は令和9年12月5日までの5年であります。以下、お読みとりください。</p>
事務局	<p>次に、配分計画の移転であります。受付番号10番 長所字前田川東の田、1筆、992㎡、残期間は令和9年2月6日までの4年であります。</p>

事務局	<p>受付番号 11 番 小中川の田、1 筆、514 m²、残期間は令和 13 年 11 月 30 日までの 9 年であります。</p> <p>受付番号 12 番 吉田鴻巣字五人割の田、計 5 筆、5,113 m²、残期間は令和 13 年 12 月 31 日までの 9 年であります。</p> <p>受付番号 13 番 吉田鴻巣字七島、他の田、計 4 筆、3,292 m²、残期間は令和 13 年 12 月 31 日までの 9 年であります。</p> <p>受付番号 14 番 笈ヶ島字笈掛石の田、1 筆、1,974 m²、残期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 8 年であります。</p> <p>受付番号 15 番 笈ヶ島字笈掛石の田、1 筆、2,021 m²、残期間は令和 11 年 12 月 31 日までの 7 年であります。</p> <p>受付番号 16 番 横田字小竹田の田、1 筆、2,979 m²、残期間は令和 13 年 12 月 31 日までの 9 年であります。</p>
事務局	<p>なお、関係委員の案件として、議案の 38 頁、配分計画の受付番号 46 番に長谷川委員、43 頁の受付番号 62 番に五十嵐委員の 2 名が関係委員となります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である配分計画の受付番号 46 番、62 番を除いて、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の集積計画 26 件、関係委員の案件である 2 件を除く配分計画 22 件、配分計画の移転 7 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり「決定」とする事、また、農用地利用配分計画については、受付番号 46 番、62 番を除いて、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり「決定」とする事、また、農用地利用配分計画については、「意見は特になし」とする事に決しま</p>

議 長	した。
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号 10 番 長谷川治仁委員、18 番 五十嵐博子委員は退席願います。</p>
	<p>(関係委員 退室 午後 1 時 41 分)</p>
議 長	<p>それでは、関係委員の案件、農用地利用配分計画 (案)、受付番号 46 番、62 番について、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、受付番号 46 番、62 番について、「意見は特になかった」事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
	<p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「意見はなし」とする事で、ご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「意見はなし」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>関係委員は、入室願います。</p>
	<p>(関係委員 入室・着席 午後 1 時 43 分)</p>
議 長	<p>退席された委員の皆さんに報告します。関係委員の案件につきましては、「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 48 号、議案第 49 号の案件につきましては、<u>12 月 5 日</u>の告示により効力が発生する事になります。</p>
	<p>これにて、燕市農業委員会第 8 回総会を閉会致します。</p>
	<p>(終了時刻 午後 1 時 47 分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年11月28日

総会議長 和田正春

議事録署名委員 藤田浩介

議事録署名委員 高藤忠夫
